

家庭教育支援法の制定を求める意見書

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で、極めて重要な役割を果たしている。このような子どもの力は、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて育まれるものであり、家庭に教育の基礎をしっかりと築くことがあらゆる教育につながる。

また、子どもは地域の宝として、それぞれの家庭はもちろんのこと、学校や地域の様々な人たちが関わって、子どもの成長を支えていくものである。

しかしながら、核家族化、少子化、地域における人間関係の希薄化など、家庭を取り巻く社会状況が大きく変化する中、子育てに対する不安や問題を抱えて孤立する親が増え、その結果、過保護や過干渉、放任や虐待など家庭の教育力の低下に加え、他人の子どもを注意できないなど、地域の教育力も低下していると指摘されている。

これまでも、家庭教育を支援するための様々な取り組みが行われてきたが、より一層の支援が求められており、教育基本法第10条においても、国や地方自治体が家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育支援に努めるべきことを定めており、今こそ社会全体で家庭教育を支えあう仕組みが必要である。

よって、国におかれては、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進するため、家庭教育支援法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月19日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	野田	聖子	様
文部科学大臣	林	芳正	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

石川県志賀町議会議長 南 政 夫